

土木工事標準仕様書平成23年4月1日一部改正概要について

【第1編総則編について】

1 改正趣旨

- (1) 今年度中に改正のあった制度等の適用
- (2) 提出書類の明確化

2 主な改正箇所

- (1) 1-1-3 設計図書の照査等
 - ア 設計図書の照査を行う時期の明確化
 - イ 照査要領(案)を使用する時期の明確化
- (2) 1-1-6 施工計画書
 - つり足場を使用する工事においては、施工方法の記載を義務づけ
- (3) 1-1-7 コリンズ登録
 - 「登録のための確認のお願い」を監督員へ提出することの義務づけ
- (4) 1-1-12 施工体制台帳
 - 低入札価格調査対象工事における下請負契約の確認
- (5) 1-1-21 監督員による検査
 - ア 「立会・段階確認・施工状況把握」報告書への変更
 - イ 重点監督の位置づけ
- (6) 1-1-45 提出書類
 - ア 品質管理、出来形管理として提出する書類の明確化
 - イ 工事打合簿による書類の提出の明確化

【第3編工事共通編から第12編適用基準一覧表について】

主な改正箇所

- (1) 第2編 2-3-2 工場の選定
 - 粗骨材の最大寸法 25mm の入手困難な場合の措置
- (2) 第3編 3-3-13、第7章 4-5-3
 - 塗膜厚検査時期の明示

【施工管理基準】

主な改正箇所

- 出来形管理基準 3-3-3-4 矢板工
 - 延長による出来形管理を廃止し、枚数による出来高管理とした。